



2019
健康経営優良法人
Health and productivity

認定証

(中小規模法人部門)

法人名 **株式会社豊福組運輸**

貴法人は、従業員の健康管理を経営的な
視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」
の取組が優良であると認められました
よって、ここに「健康経営優良法人2019」
として認定します

経済産業省及び厚生労働省と共に、今後一層
取組を推進されることを期待いたします

2019年2月21日

日本健康会議



日本健康会議
NIPPON KENKO KAIGI

(別添2)

認定基準適合状況説明書

必須項目

(項目番号 1) 【必須】健康宣言の社内外への発信 ・ 経営者自身の健診受診)

【適合基準】健康宣言の社内外への発信 (以下①②のいずれにも該当すること)

- ① 経営者が、全国健康保険協会等保険者のサポートを受けて、組織として従業員の健康管理に取り組むことを明文化 (健康宣言書の策定等) し、その文書等を従業員その他の関係者 (ステークホルダー) に対し表示 (発信) していること
- ② 健康宣言が明文化された文書は、事業所入口、会議室、応接室等に掲示する又はホームページに掲載するなど、従業員 (社内) 及び取引先や消費者など社会一般 (社外) の利害関係者のいずれもが閲覧できる状態にすること

記載欄	
健康宣言日	平成30年11月14日
実施内容の説明 証拠資料の貼付等	① 健康宣言書の写し 
	② 健康宣言の社内への発信状況 各営業所の掲示板に掲げるとともに月に1度の安全会議にて発表し、周知している。
	③ 健康宣言の社外への発信状況 愛知県トラック事業健康保険組合でのホームページ掲載、また、自社ホームページに掲載し、社外へPRしている。

【適合基準】経営者自身の健診受診

経営者自身が年に1回定期的に健康診断を受診していること

記載欄	
直近の健診受診日	平成30年1月24日

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚 (片面印刷) までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-1-2 ②受診勧奨の取り組み)

【適合基準】以下①②のいずれかに該当すること

- ① 定期健康診断等の結果、再検査や精密検査が必要とされた従業員に対して、受診を促すための取り組み又は制度があること
 - ② 従業員に対し、がん検診等、任意検診の受診を促す取り組み又は制度があること
- * 定期健康診断、保健指導、特定健康診査・特定保健指導や、女性の健康に特化している受診勧奨は、この項目の評価対象外

記載欄	
該当項目 (いずれかに○)	○ ① 再検査、精密検査、要治療の従業員への受診勧奨 ② がん検診、任意健診の受診勧奨
取組の種類 (該当するものに✓)	☒ 定期健康診断の再検査等に要する時間の出勤認定や特別休暇認定 ☐ 休日等に再検査等を受診した際の出勤認定又は有給以外の特別休暇の付与 ☐ がん検診等、任意検診の費用補助 ☐ その他 ()
実施内容の説明	※取組の詳細について、本欄で説明してください。 ※不要な個人情報は掲載しないでください。 健診結果をもとに、再検査となった従業員には書面と面談にて内容を確認して再検査を要請し、出勤日の受診については、特別休暇扱いにする旨を伝え、勧奨を図っている。 書面資料 

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-2-1 ⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定)

【適合基準】：以下①②のいずれかに該当すること

- ① 1年度に少なくとも1回、管理職や従業員に対し、健康をテーマとした従業員研修を実施している又は外部機関主催の研修等に参加させていること

(個人が任意で受講している研修等は含まれない)

※女性の健康課題等に関する理解促進のための研修・セミナーの実施は【項目番号3-3-4】「⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み」において評価し、本項目においては評価の対象外とする)

- ② 少なくとも1か月に1回の頻度で、全従業員に対し、健康をテーマとした情報提供を行い、周知を図っていること

記載欄	
取組の種類 (どちらかに○)	研修等 ○ 情報提供
取組の概要	健康に関する事項及び感染予防等の回覧による従業員への周知
前回 実施日	平成30年11月16日
次回実施 予定時期	平成30年12月
対象者	☒ 全従業員・全管理職 (情報提供の場合は必須) ☐ 一部の従業員・管理職等
(一部の管理職等が外部の研修を受講した場合) 他の受講すべき者への伝達方法	
(情報提供の場合) 情報提供の頻度	毎月1回
実施内容の 説明	※研修プログラム又は情報提供の内容について本欄で説明してください。 ※情報提供の場合は、全従業員への周知方法も説明してください。 食生活や健康に関するテーマを全従業員に回覧するとともに、掲示板での周知、更には月に1度の安全会議にて資料を配布し、内容説明を行って周知している。 

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3 - 3 - 5 ⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み)

【適合基準】

従業員の感染症予防に向けて予防接種に要する時間の出勤認定、感染者の出勤停止等、感染症予防や感染拡大防止に向けた取り組みや制度を実施していること

記載欄	
取組の概要	インフルエンザ予防接種の全額負担による感染予防の実施
取組の種類	☐ 予防接種時間の出勤認定 ☐ 予防接種実施場所の提供 ☒ 風しんやインフルエンザ等の予防接種の費用負担 ☐ 健康診断時の麻しん・風しんなどの感染症抗体検査の実施 ☐ 感染者の出勤停止や特別休暇認定制度の整備 ☐ 全ての事業場におけるアルコール消毒液の設置やマスクの配布 ☐ その他 ()
実施日 (期間)	平成30年11月28日 ~ 平成30年12月14日
実施内容の 説明	※取組の具体的な内容について本欄で説明してください。 毎年冬季に流行するインフルエンザ感染の予防として、全従業員に対し、予防接種の費用について会社が全額負担する取り組みを実施しており、社内での感染拡大未然防止策を図っている。 過去実績：平成29年11月15日～平成29年12月6日

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚(片面印刷)までとしてください。

(別添2)

認定基準適合状況説明書

(項目番号 3-3-7 ⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み)

【適合基準】

メンタルヘルス不調予備群に対する相談窓口を設置し、その周知を図っていること
又は不調者が出た場合の支援体制の整備等の対策を定めていること

なお、ストレスチェック実施の範囲内の対応のみである場合は不適合とする

記載欄	
取組の概要	メンタルヘルス不調者に対する社内体制の構築
取組の種類	☒ メンタルヘルスに関する相談窓口の設置 ☒ メンタルヘルス不調者への定期的な医療関係者（第三者）面談体制の整備 ☐ メンタルヘルス不調者の復帰に向けた医師の意見を踏まえた支援体制の整備 ☐ メンタルヘルス不調者の復帰に向けた短時間勤務、業務制限等の配慮 ☒ 外部の相談窓口と契約及び当該窓口の従業員への周知 ☐ その他（ ）
相談窓口設置日 又は 対策策定日	平成30年1月17日
実施内容の説明	※<u>相談窓口が設置されている又は支援体制が整備されている事実について内容を本欄で説明してください。</u> ※<u>相談窓口の設置の場合は、従業員への周知の方法についても必ず説明してください。</u> メンタルヘルス不調者に対し、契約産業医及び契約機関による面談体制を整えているとともに、社内相談窓口の設置、及び外部の相談窓口と契約し、利用を促している。 社内相談窓口：総務課 玉村課長、佐々木 契約産業医：石橋明倫（石橋クリニック） 契約機関（外部窓口を含む）：メディカル・ビー・コネクト株式会社 代表実施者 八木 亮 周知方法：各営業所に掲示板への外部窓口設置の掲示、及び安全会議にて健康関係の報告とともに外部相談窓口の利用を促している。 

注) 本説明書は、各項目につきA4一枚（片面印刷）までとしてください。